平成２１年（フ）第１９８号
愛知県豊橋市羽根井西町６番地の13―２―303
債務者　成瀬　吉子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２０１号
愛知県豊橋市横須賀町横須賀24番地
債務者　伊藤　桂子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１５２５８号
東京都板橋区高島平２丁目29―３―1021
債務者　小針　達夫
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４３号
静岡県焼津市小土87番地の23
債務者　深田　信司
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１０号
静岡県焼津市宗高８番地
債務者　宮田　憲勝
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５２１号
静岡市清水区駒越西１丁目８番27号
債務者　石原　逸代
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５５２号
静岡県島田市神座389番地　コーポ深山Ⅱ１階２号室、住民票上の住所静岡県島田市神座389番地
債務者　中村　利光
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１７号
東京都府中市押立町４丁目33番地の１冨士ハイツＡ―22
債務者　馬橋　英輔
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３３８号
静岡県浜松市西区大平台３丁目28番10号　レオパレスＣＲＥＣＥＲ202号室、前住所静岡県浜松市西区雄踏町宇布見4863番地の15　レオパレスワールド204号
債務者　関口　義孝
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３７８号
静岡県浜松市東区常光町706番地の１
債務者　井熊美代子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３９３号
静岡県浜松市中区助信町31番54号　助信モンドＥＡＳＴ203号、前住所静岡県浜松市中区十軒町684番地の２　カフリーエⅡ201
債務者　鈴木　規愛
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３９５号
静岡県浜松市東区豊町580番地の５
債務者　神崎　栄子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４００号
静岡県浜松市中区蜆塚３丁目16番50号、前住所静岡県浜松市西区篠原町21413番地
債務者　鶴見　良一
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４０１号
静岡県浜松市中区蜆塚３丁目16番50号、前住所静岡県浜松市西区篠原町21413番地
債務者　鶴見加代子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４０９号
静岡県磐田市国府台43番地１　サンライズ国府台30Ｂ
債務者　神田　絹代
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係